

令和5年度福井市低所得世帯物価高騰対策給付金支給 手続きのご案内（住民税均等割のみ課税世帯・子ども加算）

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※1でも受給できる場合があります

- 本給付金は、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、対象者の方に福井市から**1世帯当たり100,000円を支給**するものです。また、当該世帯において18歳以下の児童がいる場合は、**児童1人当たり50,000円が加算**されます。
- DV等で住所地※2以外に避難中の方も、本給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、現在のお住まいの市区町村（福井市）から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、福井市での**手続きが必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

給付金の支給額

全世帯 1世帯当たり 100,000円

平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯のみ
児童1人当たり50,000円加算

支給対象（支給対象となる世帯）

令和5年度「住民税均等割のみ課税」の世帯

※世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税者、もしくは均等割のみ課税者および均等割非課税者で構成される世帯です。
※ただし、住民税課税者の被扶養親族等のみからなる世帯や、租税条約により住民税所得割が免除されている外国人がいる世帯は**対象外**です。

申請先

福井市役所 別館3階 福祉政策課
【申請書配布先】総合福祉相談所、警察署、市担当窓口 等

申請期限

令和6年5月31日（消印有効）

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続き下さい。
ご不明な点は、下記事務局（0776-43-3070）にご相談下さい。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税均等割のみ課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、 どのような手続きが必要ですか？

A 「福井市役所 福祉政策課」にお越し頂き、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「令和5年度福井市低所得世帯物価高騰対策給付金申請書」をご提出下さい。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡下さい。

お問い合わせ

福井市価格高騰支援給付金事務局

電話 0776-43-3070 FAX 0776-20-5708

（受付時間 平日9:00～17:00）

〒910-8511 福井市大手3-10-1 市役所本館3階 第3会議室（A）